二十五　第四条第一項第二十一号の普通木造建築物の耐火的措置

二十六　［略］

二十七　第四条第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十八　第四条第一項第二十二号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置

二十九　第四条第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

三十　第四条第一項第二十二号の四の静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置

三十一　［略］

三十二　第四条第一項第二十三号の可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置

二十五　危険工室に面して設置された普通木造建築物の耐火的措置の状況を、目視等により検査する。

二十六　［略］

二十七　火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設備について、粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、目視等により検査する。

二十八　硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備について、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視等、図面、測定器具を用いた測定若しくはその記録又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十九　火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十　危険工室における静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、目視等、図面又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。ただし、静電気により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十一　［略］

三十二　可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、設置の状況を、目視等及び図面により検査し、及び当該装置

二十五　第四条第一項第二十一号の普通木造建築物の耐火的措置

二十六　［略］

二十七　第四条第一項第二十二号の火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十八　第四条第一項第二十二号の二の硝化設備等の、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置

二十九　第四条第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

三十　第四条第一項第二十二号の四の静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置

三十一　［略］

三十二　第四条第一項第二十三号の可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置

二十五　危険工室に面して設置された普通木造建築物の耐火的措置の状況を、目視により検査する。

二十六　［略］

二十七　火薬類及びその原料の粉じんの飛散するおそれがある設備について、粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、目視により検査する。

二十八　硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備について、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定若しくはその記録又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十九　火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十　危険工室における静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の状況を、目視、図面又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。ただし、静電気により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十一　［略］

三十二　可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該装置の